

# より安全をめざして 幼稚園事件後の対応

## 市教育委員会の対応

市教育委員会では、2月17日に発生しました神照幼稚園での事件から、より安全な学校や園をめざし課題を検討した結果、大きくは次の3つを中心に対応していきたいと考えています。

### 通園方法の見直し

バス通園も選択肢に  
市教育委員会では、昭和43年の文部省通達に基づき、幼稚園・保護者・教育委員会が協議し、グループ通園を原則として実施してきました。

しかし、今後は子どもたちの安全確保を一番に考え、地域や保護者の実情や幼児の発達段階を考慮しながら、保護者の思いを踏まえた通園方法となるよう、

個人送り・グループ通園・バス通園から選んでいただく方法に変え、4月から順次、実施していきたいと考えています。

バス通園については、経路やバス停の場所など、要望をお聞きしながら運行基準をつくったうえで、導入時期を決めていきたいと考えています。今のところ、先に導入している旧浅井・びわ地区と同様、料金は利用者の一部負担とし、保護者にバスの添乗をお願いすることも考えています。

### 保護者への相談体制の充実

専門相談員を配置  
保護者のみなさんの悩みや不安

などを軽減できるよう、各幼稚園（保育園含む）に専門の相談員を配置したいと考えています。  
また、外国籍の人など、さまざまな状況にある保護者のみなさんに対応するため、通訳を増員するなど、相談・支援体制を強化します。

### 危機管理能力の向上

事件・事故の未然防止  
学校や園で起こりうるさまざま

## 市全体の対応

市教育委員会以外の部署においても、今回の事件に伴う課題を整理し、対応していくため、「教育・子育て」「地域コミュニティ」「危機管理」の3つの検討部会を設け、全庁的に調査・検討を行っています。

主な内容としては、「教育・子育て」では、学校現場での教育環境や施設整備のほか、子育て支援やカウンセリングなどを、「地域コミュニティ」では、地域コミュニティのあり方から、日常生活における国際交流、外国籍の人の支援などを、「危機管理」では、災害・事件・事故をはじめ

まな事件・事故を未然に防ぎ、被害を最小限におさえるため、職員の危機管理能力の向上を図っていきたいと考えています。  
例えば、常に危機管理意識を持ち、異変に気づき迅速に対応できるように、研修会や訓練の実施のほか、危機管理マニュアルの作成や迅速に情報収集し組織的に対応できる体制づくりに努めていきます。

めとしたさまざまな危機に対する市の組織全体での対応見直しなどを検討しており、今後、さまざまな施策に反映していきたいと思えます。

また、緊急的に対応を要するものについては、3月の市議会定例会に緊急対応予算として提案しています。その内容としては、「幼稚園・保育園での相談体制の強化」や「安心通園の確保」、「家庭での子育て支援強化」や「地域における国際化への対応」に関するものです。  
具体的には、5ページを参照してください。

## バイオ関連分野の創業・事業化の支援に 長浜バイオインキュベーションセンター開所

長浜バイオインキュベーションセンターが4月1日に開所し、4月12日には、開所式が行われる予定です。

この施設はバイオ関連分野の創業や事業化を支援する施設です。現在、全17室中15室に入居申込みがあり、事業化をめざして主に農学や工学などの分野を中心としたバイオ関連の研究開発をされる予定です。

このほか、地元の企業を対象として、創業や事業化に関する相談に応じますので、関心をお持ちの企業はぜひご利用ください。



手前：長浜バイオインキュベーションセンター  
奥：長浜サイエンスパークと長浜ドーム



同センター正面玄関

お問い合わせは、市地域経済政策推進室（☎6520）へ。

### 4消防本部が統合

## 湖北地域消防組合発足

湖北地域の4消防本部（長浜市・米原市・東浅井郡・伊香郡の各消防本部）が、4月1日に統合され、消防事務を担う新たな一部事務組合として「湖北地域消防組合」がスタートします。

管轄区域は、2市6町（長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町）で、その面積は762.78と、県内最大になります。

この統合で、消防活動が、湖北地域全体となることから、「いつでも、どこへでも、どこからでも」を基本に、「安全安心のま



湖北地域消防組合本部  
（長浜市平方町1135）

ちづくり」の実現と質の高い消防サービスの提供をめざします。

## やわた夢生小路商店街 近隣景観形成協定を締結

県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、「やわた夢生小路商店街（大宮町・宮前町）が近隣景観形成協定を締結され、県から認定されました。

この協定は、建物の形や色彩の調和、緑化など、景観形成に関する事項について、自治会内で取り決めを結ぶもので、その協定が地域の風景を守り育てるうえで大き

く役立つと認められる場合、県知事から認定されます。

同商店街の場合は、「癒しのまちづくり協定」を締結し、建物を曳山の巡行路として落ち着きのあるものにするほか、地域の緑化や美化活動に取り組みられます。また、同商店街の活動としては、民家を改装した「川崎や」でのイベント開催、「蛭を愛でる



やわた夢生小路商店街

会「虹の会」等との連携などがあります。